

栃木県プロフェッショナル人材副業・兼業マッチング支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本県では、栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点の運営をとおして、地域の中小企業の「攻めの経営」への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による企業の経営革新の実現への取組を進めてきた。また、慢性的な人材不足を解消する取組として、副業・兼業人材の活用を促進するセミナーや外部人材の移動費への補助等を実施してきた。

しかしながら、外部人材を受け入れることへの抵抗感や、雇用にかかる初期費用への懸念等が見られ、県内では依然として深刻な人手不足が続いている。

他方、地域企業のデジタル化・DXを推進するデジタル人材や、生産性の向上等、事業企画・運営に実績のある人材は都市圏に集中していることから、こうした状況を踏まえ、企業の成長を促進していくためには、副業・兼業による都市圏のプロフェッショナル人材の活用が必要である。

そこで本業務では、副業・兼業人材マッチングプラットフォームなどの人材マッチングビジネス事業者が運営するサービス上で、成約した求人企業が支払う紹介手数料の1/2を委託料から充当することにより、県内企業の副業・兼業人材の活用のハードルを下げるとともに、その活用効果を波及させることにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 栃木県プロフェッショナル人材副業・兼業マッチング支援業務
- (2) 業務内容 別紙「栃木県プロフェッショナル人材副業・兼業マッチング支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7（2025）年3月7日（金）まで
- (4) 委託料上限額 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当所属及び
問い合わせ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20
栃木県産業労働観光部産業政策課次世代産業創造室
電話 028-623-3203 FAX 028-623-3167
電子メール sangyoshinko@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案受付期間までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。

- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 条）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点の登録人材紹介会社であること。又は契約締結時までに登録される見込みであること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 6 年 2 月 28 日（水）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 6 年 3 月 4 日（月）午後 5 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 6 年 3 月 7 日（木）
エ 参加表明書の提出期限	令和 6 年 3 月 11 日（月）午後 5 時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和 6 年 3 月 21 日（木）午後 5 時必着
カ 選考審査会の実施	令和 6 年 3 月 26 日（火）
キ 審査結果の通知・公表	令和 6 年 3 月 28 日（木）（予定）

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和 6 年 2 月 28 日（水）～令和 6 年 3 月 7 日（木）
（イの担当所属で配布する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）
- イ 配布場所：上記 2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ（産業・しごと入札・公売）からダウンロードできる。
※URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）により電子メールにより提出すること。

なお、質問書を送信した場合は、電話にてメールの受信確認を行うこと。

- ア 受付期間：公募開始日～令和 6 年 3 月 4 日（月） 午後 5 時必着
- イ 質疑方法：電子メールにより、2（5）に提出すること。

※メールの件名には、「栃木県プロフェッショナル人材副業・兼業マッチング支援業務に関する質問書の提出について（御社名）」と記載してください。

ウ 回答期日：令和 6 年 3 月 7 日（木）

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4（2）イの URL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 2）及び確認書（別記様式 3）を作成し、下記の期限までに提出すること。

ア 提出期限：令和 6 年 3 月 11 日（月） 午後 5 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）に提出すること。

ウ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

但し、郵送による場合は、提出期限内必着とする。

※郵送等の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※封筒には、「栃木県プロフェッショナル人材副業・兼業マッチング支援業務委託 参加表明書 在中」と記載すること。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年3月18日（月）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（5）企画提案書の提出

参加表明書の提出後、別に定める業務委託仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送等により提出すること。

※郵送等の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※封筒には、「栃木県プロフェッショナル人材副業・兼業マッチング支援業務委託 企画提案書 在中」と記載すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、カラー印刷とすること。なお、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

（ア）企画提案内容

仕様書を熟読の上、以下の内容については必ず明記すること

- ・目的、効果、訴求ポイント
- ・成約企業に請求する紹介手数料または紹介手数料に相当する金額（金額が明確に設定されていない場合は、計算式等を記載）
- ・成約企業に紹介手数料に委託料を充当する期間（〇か月等）
- ・委託費のうち、紹介手数料に充当する金額の合計

（イ）実施計画及び全体のスケジュール

（ウ）業務遂行人員体制

（エ）類似事業の業務実績

（オ）見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

（6）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書について、県が設置する審査会において、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。内容を踏まえ、各選定委員が審査基準に基づき審査を行い、各選定委員の評価点数の合計点が最も高い1者を契約候補者とする。該当する企画提案者が複数あった場合には、各選定委員による評価点数がより高い評価委員が最も多い1者を契約候補者とする。

各選定委員による評価点数の合計点が満点に対し6割未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。参加者が1者の場合も同様とする。

プレゼンテーションの実施に際しては以下に留意すること。

- ① プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書をプロジェクター等で投影する方法で実施すること。
- ② 資料等の追加配布は認めない。
- ③ プレゼンテーションへの参加者は5名までとする。
- ④ 本業務の主担当者は必ず参加すること。
- ⑤ プレゼンテーションは20分以内とし、終了後質疑応答を行う。
- ⑥ 県が準備するプロジェクター、スクリーン、コンセントは利用可能とするが、パソコン等の必要機材は対象者が準備すること。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（産業・仕事-入札・公売）に公表する。

【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称
- (2) (1) 以外の参加者の数

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

8 プロポーザルの変更等

- (1) 令和6（2024）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、本プロポーザルの変更等を行うことがある。